

平成 25 年における 特許審決取消訴訟の概況

弁護士・会員 井上 裕史, 弁護士 佐合 俊彦



要 約

平成 22 年、23 年及び 24 年（暦年）に引き続き、平成 25 年（暦年）に知的財産高等裁判所により言い渡され、裁判所ウェブサイトに掲載された特許審決取消訴訟に係る判決の概況を報告する。平成 22 年の概況については、特許 64 巻 3 月号を、平成 23 年の概況については、特許 65 巻 6 月号を、平成 24 年の概況については、特許 66 巻 9 月号を、それぞれ参考にされたい。

いわゆる当事者系（無効審判）に係るものを「第 1」において紹介する（井上担当）。そして、いわゆる査定系（拒絶査定不服審判）に係るものを「第 2」において紹介する（佐合担当）。

<p>目次</p> <p>第 1 当事者系の審決取消訴訟の概況</p> <p>1 進歩性について</p> <p>（1）発明の要旨認定</p> <p>（2）引用発明の認定</p> <p>（3）一致点・相違点の認定</p> <p>（4）相違点の容易想到性の判断</p> <p>2 訂正要件・補正要件について</p> <p>（1）訂正における新規事項の追加</p> <p>（2）補正における新規事項の追加</p> <p>3 記載要件について</p> <p>（1）明確性要件</p> <p>（2）実施可能要件</p> <p>（3）サポート要件</p> <p>4 それ以外の無効理由について</p> <p>（1）発明性</p> <p>（2）発明者性（冒認）</p> <p>（3）拡大先願（特許法 29 条の 2）</p> <p>（4）手続違背</p> <p>5 複数回の審決取消訴訟を経た事件（前審決の拘束力）について</p> <p>6 審決取消訴訟の対象</p> <p>第 2 査定系の審決取消訴訟の概況</p> <p>1 新規性・進歩性について</p> <p>（1）発明の要旨の認定</p> <p>（2）引用発明の認定</p> <p>（3）一致点・相違点の認定</p> <p>（4）相違点の容易想到性の判断</p> <p>2 記載要件について</p> <p>（1）明確性要件</p> <p>（2）実施可能要件</p>	<p>（3）サポート要件</p> <p>3 それ以外の取消事由について</p> <p>（1）発明性</p> <p>（2）手続違背</p> <p>（3）送達の有効性</p> <p>（4）延長登録</p> <p>.....</p> <p>第 1 当事者系の審決取消訴訟の概況（井上担当）</p> <p>平成 25 年の特許無効審判に係る審決取消訴訟の概況は、次の表 1 のとおりである。無効審決及び請求不成立審決のそれぞれについて審決を取り消した件数、維持した件数を各部ごとに積算した。</p> <p>そして、特許権者から見て有利な結論といえる判決の件数（無効審決の取消件数と請求不成立審決の維持件数とを合計した件数）と、不利な結論といえる判決の件数（無効審決の維持件数と請求不成立審決の取消件数とを合計した件数）と、その割合を算出した⁽¹⁾。</p> <p>なお、特に進歩性に係る無効理由について判断したもの（進歩性以外の審決取消理由により取り消され、進歩性について判断していないものは含まない。）についても同様の作業をし、表中（ ）内に記載した⁽²⁾。</p> <p>特許権者に有利な割合は、各部で 61～71%、平均で 65% となっている。言うまでもなく、各事件で特許発明の内容が異なることから、各部で特許の有効性についての判断に差があるとは即断できない。また、年度ごとの割合についても同様の事情はあるが、平成 25 年は、比較的特許権者に有利な事案が多かったように思われる⁽³⁾。</p>
---	---

以下、平成 25 年の知財高裁の当事者系の特許審決取消訴訟の裁判例を、争点となった無効理由ごとに分類しながら、概観する。

1 進歩性について

進歩性の判断においては、平成 21 年に知財高裁でなされた判決⁽⁴⁾から続く、引用発明から特許発明に至る動機付けが示唆等されていることを重視する基準が維持されているように思われる。ただし、発明の構成を個別に分析するだけでなく、発明の技術的意義を十分に参酌したうえで、技術分野や課題の同一性を動機付けの一要素として認定した裁判例も散見された。

(1) 発明の要旨認定

発明の要旨認定が誤っている場合、審決は、その判断対象を誤ったことになり、ひいては無効理由の判断を誤る結果となる。もっとも、発明の要旨認定に誤りがあった場合でも、それが軽微な場合や相違点の認定に影響を及ぼさない場合など、審決の結果に影響を及ぼさないとされる場合には、審決取消事由に該当しないとされる。「窒化物半導体素子事件」⁽⁵⁾は、明細書に記載された製造方法によってのみ製造されるとした審決の認定は誤りであるとしつつ、相違点の認定に影響を及ぼさないとしている。

① 明細書の参酌

発明の要旨認定は、特許請求の範囲の記載の技術的意義が一義的に明確に理解することがで

きない、あるいは一見してその記載が誤記であることが発明の詳細な説明の記載に照らして明らかであるなど、発明の詳細な説明の記載を参酌することが許される特段の事情のない限り、特許請求の範囲の記載に基づいてされるべきである⁽⁶⁾とされている。平成 25 年の裁判例も同基準によるが、「一義的に明確に理解することができない」場合に該当するかどうかの判断は容易ではない。

「カテーテル装置事件」⁽⁷⁾では、クレームの「シース導入器」との用語について、本件発明が属する技術分野において一義的に明確な意味を有する技術用語であると認めるに足りる証拠はなく、本件明細書にも定義がないことなどを根拠に、「特許請求の範囲の記載から一義的に明確ではない」と判断して、審決と同様に、明細書の記載を参酌する。

これに対し、「経皮吸収製剤事件」⁽⁸⁾では、請求項の「基材に保持された目的物質」との記載は目的物質が基材に保持されていることを規定しており、請求項の記載の技術的意義が一義的に明確に理解することができないなど、発明の詳細な説明を参酌することができる特段の事情がある場合に当たらないとして、詳細な説明から「基材に混合された」と限定的に解釈した審決を取り消した。

② 優先権主張の効果

優先権主張の効果が認められるのは、優先権

表 1 平成 25 年の特許審決取消訴訟（当事者系）の概況

判決	事件数 (進歩性)	無効審決:30 件		不成立審決:74 件		特許権者の有利・不利		
		取消 (進歩性)	維持 (進歩性)	取消 (進歩性)	維持 (進歩性)	有利 (進歩性)	不利 (進歩性)	有利な率 (進歩性)
知財 1 部	15 (12)	1 (1)	2 (2)	3 (3)	9 (6)	10 (7)	5 (5)	67% (58%)
知財 2 部	28 (21)	5 (2)	5 (3)	3 (3)	15 (13)	20 (15)	8 (6)	71% (71%)
知財 3 部	31 (24)	2 (2)	6 (4)	6 (5)	18 (14)	20 (16)	12 (9)	63% (64%)
知財 4 部	30 (19)	3 (2)	6 (4)	6 (3)	16 (10)	19 (12)	12 (7)	61% (63%)
合計	104 (76)	11 (7)	19 (13)	18 (14)	58 (43)	69 (50)	37 (27)	65% (65%)

主張の基礎出願明細書に記載された発明である。「窒化物半導体発光素子事件」⁽⁹⁾は、本件特許発明について、優先権主張の効果が認められないとして進歩性を否定した審決につき、基礎出願明細書の記載内容を認定し、審決の判断に誤りはないとした。

③ 訂正審判の確定

審決後に訂正発明が確定した場合、訂正後における特許請求の範囲が審判の対象となるから、結果的に、訂正前の特許請求の範囲を対象とする審決には審決取消理由が存在することとなる⁽¹⁰⁾。なお、この問題は、平成 23 年改正法により解消されているが、施行日前に請求された無効審判に係る特許についての訂正審判については改正前法が適用される。

(2) 引用発明の認定

「『刊行物』に『物の発明』が記載されているというためには、同刊行物に当該物の発明の構成が開示されていることを要することは言うまでもないが、発明が技術的思想の創作であること（同法 2 条 1 項参照）に鑑みれば、当該刊行物に接した当業者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、特許出願時の技術常識に基づいてその技術的思想を実施し得る程度に、当該発明の技術事項が開示されていることを要するものというべきである」とされる⁽¹¹⁾。

① 認定に誤りがあるとされた事案

「窒化ガリウム系発光素子事件」⁽¹²⁾では、刊行物 1 の保護層の材料からは「AIN」が除外されていると認定し、刊行物 1 発明には、保護層が「AIN」であることを前提とする刊行物 2 発明を適用する動機付けがないとして発明の進歩性を認定した審決について、審決には刊行物 1 発明の認定の誤りがあるとして、審決を取り消した。なお、当該審判では他の相違点も主張されていたが、審決は他の相違点の容易想到性を判断することなく結論されていたことから、他の相違点についての審理をさせる必要もあつた事案である。

「非金属カソード事件」⁽¹³⁾は、刊行物 1 に接し

た当業者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、「常温でリン光を発光する有機電界発光素子」を見いだすことができる程度に、その技術事項が開示されているということとはできないから、刊行物 1 に当該技術事項が開示されていないと判断し、当該技術事項が開示されているとした審決を取り消した。

② 図面の参酌

先行文献に記載された図面から読み取られる寸法等が参酌されるかどうかは、当該図面の性質などによる。「グラブバケット事件」⁽¹⁴⁾では、「設計図のような正確な縮尺で作成されたものではない可能性を否定できない以上、引例 4 及び 5 において、本件構成 1 が開示されているとまでいうことはできない」と判示する。「安全装置事件」⁽¹⁵⁾も「図面について、理解に資するものであり、必ずしも正確な縮尺で記載されているわけではない」と認定する。

③ 参酌できる技術常識

技術常識の参酌については、発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者の技術上の常識又は技術水準とされる事実などこれらの者にとって顕著な事実について判断を示す場合は、その判断の根拠を証拠による認定事実に基づき具体的に明示することを必ずしも要しないとされる⁽¹⁶⁾。平成 25 年の裁判例でも、技術常識事項について根拠の提示は不要であるとするものがある⁽¹⁷⁾。

また、当業者の技術常識以外にも、「防火区画壁事件」⁽¹⁸⁾では、引例の認定において、当時の建築基準法において、防火壁の鋼材温度の基準が廃止されていたことから、当業者において、「鋼材温度の上昇は防火性能を備える点で必須の事項であるとは考えられなくなった」と認定する。

④ 当事者の主張の参酌

発明の要旨認定は、特許請求の範囲や明細書から客観的に判断されるべきものであり、審査段階などでの特許権者の主張などが参酌されるべきではないと思われる。この点では、侵害訴訟における包帯禁反言など、特許権者の審査段

階での主張を参酌する技術的範囲の確定とは異なる。また、引用発明の認定についても、同様に客観的に判断されるべきものである。

「医療器具挿入装置事件」⁽¹⁹⁾では、特許権者（本件の被告）が別件侵害訴訟において、イ号製品が本件特許の技術的範囲に属すると主張していた事案において、イ号製品と同一の構成を有する引用発明について、別件訴訟における特許権者の主張に従えば本件特許の構成要件を備えているとの原告の主張に対し、「別件訴訟における被告の主張は、本件訴訟における認定判断に影響を及ぼすものではない」と判断する。

「非水電解液二次電池事件」⁽²⁰⁾では、引用発明（甲 4）の「表面粗度」と本件発明「平均粗さ」は測定方法が異なるので両者の関係性が明らかでないとする審決に対し、原告は、甲 4 発明の表面粗度が Ra（中心線平均粗さ）であることは特許権者自らが審判段階で一度は認めたことであり、審判合議体もそのように認定していると主張した。この点、判決は「そのような事情があることをもって、甲 4 発明の『表面粗度』が Ra であると認定することはできない」とする。

「ピペリジン誘導体事件」⁽²¹⁾は、本件化合物を含む医薬が受けた製造承認に基づいて甲 2 特許が延長登録された点について、甲 2 に本件化合物が開示されているか否かについては、「本件特許の優先日の技術常識を参酌して判断すべき事項であり、甲 2 公報に係る特許権の延長登録が認められたことは、この判断に何ら影響を及ぼすものではない。」とした。

「成長ホルモン事件」⁽²²⁾は、引用発明における溶離緩衝液の「最終比率」が最終的に得られる溶液における各成分間の割合と同じかどうかの問題について、特許権者が審判段階でこれらを異なるものとして主張していた事実や、本件特許の対応欧州特許に関する欧州特許庁異議部の判断がこれらを異なるものとしていたとしても、これらの事情のみで「上記文言の解釈が左右されるものではない」と判断する。

（3）一致点・相違点の認定

相違点の認定に誤りがある場合、本来審判で判

断されるべき事項が遺漏していたことになるから審決取消理由になり得る。ただし、遺漏された相違点が軽微な場合などは、審決の結論に誤りはないとして、審決が維持される場合がある⁽²³⁾。

「鋳鉄の溶製設備事件」⁽²⁴⁾は、審決の相違点の認定について首肯することができないとして、認定されるべき相違点を認定し、容易想到性を判断し、審決の一部に是認できない部分があるものの、結論に影響を及ぼさないとして審決を維持した。

他方、「内燃機関のテストベンチ事件」⁽²⁵⁾は、引例から本件発明が容易に想到できるとした審決に対し、本件発明の「基台」に相当するのは引例の「ベース板」であるから審決の一致点及び相違点の認定は誤りであるとし、引例と本件発明には審決が判断していない別の相違点が存在するとしてうえて、引例から当該相違点の構成に想到し得ることはできないから、審決の容易想到性の判断は誤りであるとする。

「バックインボックス事件」⁽²⁶⁾では、相違点に、一致点と文言上重複する構成が認定されたことについて、「技術的にまとまりのある一体不可分の事項である以上、対比すべき構成に、一致点が含まれること自体、誤りといえない」とした。

（4）相違点の容易想到性の判断

① 相違点の開示

特許発明と主引例の相違点の構成は、副引例に記載や示唆がされているか、周知技術として認定されることが必要である。これを欠くと、主引例に副引例（周知技術）が適用されても、特許発明の構成を充足しないからである。

副引例に相違点に係る構成が開示されていないとして、進歩性欠如の主張が退けられた事件が複数ある⁽²⁷⁾。

「液体インク収納容器事件」⁽²⁸⁾は、いずれの引例にも特許発明の解決課題と同様の解決課題を開示したものはないとして、動機付けを否定する。

「窒化物系半導体レーザ素子事件」⁽²⁹⁾は、n 電極と p 電極に係る相違点の構成について、それぞれ別々の引例を適用した点について、各引例について、n 電極と p 電極の形状は相互に技術関連性を持っていないから、独立に参照するこ

とが不合理ではないとして、容易想到性を認定した審決を維持した。

② 設計者の意図

「制震架構事件」⁽³⁰⁾は、引例は制震設計として「設計されて」いるものではないとの原告の主張に対し、「架構設計の理由が、専ら意匠その他の平面設計の都合によるものか、専ら制震のためであるか…は、設計者の意図ないし動機であるにすぎず…客観的な設計構造としては実質的に同一である」とした。

③ 動機付けの判断（動機付けがあるとされた事案）

「超純水製造装置事件」⁽³¹⁾は、「技術分野が共通する発明において、機能が共通する手段の置換を試みることは当業者が通常行うことである」と判示する。「軸受ユニット事件」⁽³²⁾も周知な技術課題を解決するものであり、動機付けがあるとする。

「破碎カートリッジ事件」⁽³³⁾は、引例の「ニトロメタンなどの爆発性物質」に代えて、本件発明の「主成分のニトロメタンと、メタノールおよびオイルからなるラジコン用グロー燃料」を用いることで、破壊用薬剤としても作用効果に差異は認められず、市販されている既存品の一つを選択したにすぎないとして、容易想到性を否定した審決を取り消した。また、発熱のための金属細線として、銅線も銅・ニッケル線を用いることも、作用に格別の差異はなく適宜選択可能であると判断し、この点でも審決と異なる判断をする。

「検査機械事件」⁽³⁴⁾は、相違点 1 の判断において、技術的要素を個別に検討し、小型化や軽量化の課題は一般的なものであり適宜設計可能であるとして、甲 1 発明と甲 2 発明の技術分野・課題の同一性から適用の動機付けを認め、動機付けを否定した審決を取り消した。また、「カテーテル装置事件」「経口投与製剤事件」⁽³⁵⁾は、引例間の構造の類似性、課題の共通性を判断根拠に動機付けを認定する。

「ダブルアーム型ロボット事件①」「ダブルアーム型ロボット事件②」⁽³⁶⁾は、いずれも引例

に記載された構成が「搬送チャンバ内の基板搬送装置を前提とするもの」であるとした審決に対し、「引用発明は搬送チャンバ内の搬送装置に係る発明に限定されるものではない」として、主引例に適用する動機付けを認め、動機付けを否定した審決を取り消した。

「制震架構事件」⁽³⁷⁾は、建物の制震構造は当業者が適宜設計可能な事項であるとする。

「アプレシブ切断装置事件」⁽³⁸⁾は、切断方法としてアプレシブ切断を採用した際に、損傷してはいけないものをアプレシブジェットが直撃してしまう場所を避けることは当業者に想到容易として、容易想到性を否定した審決を取り消した。

「車両用ステアリング装置事件」⁽³⁹⁾は、「一般に、関連する技術分野に置換可能又は付加可能な技術手段があるときに、その技術的手段の適用を試みることは、当業者が通常発揮すべき創作能力の範囲内の事項である。また、部品製作や組立作業の容易性の観点から、同種の装置に関して、より簡易な構造を希求することも、当業者において一般的に有する課題である。」として、相違点の構造について、当業者が容易に想到すると判断した。

「車両用指針装置事件」⁽⁴⁰⁾は、相違点について、本件発明と周知技術とは、「照射光の輝度を徐々に低下させるように制限する点で共通するだけでなく、その技術的な意義も同一である」と認定し、引用発明に周知技術を適用することは想到容易であるとして、容易想到性を否定した審決を取り消した。

④ 動機付けの判断（動機づけがないとされた事案）

「ポーラス銀の製造方法事件」⁽⁴¹⁾は、ポーラス金属が通常は多結晶金属を前提にしているから、副引例の単結晶金属の製造方法（引上げ法）を主引例（ポーラス金属の製造）に適用する動機づけはないとした。

「オープン式発酵処理装置事件」⁽⁴²⁾は、引例の攪拌構造について、処理槽の形状・技術的課題の相違から、引例に基づいて本件発明との相違点に係る構成に想到することは容易ではなかったと判断する。

「液体インク収納容器事件」⁽⁴³⁾は、引例に本件発明の解決課題が記載されていないとして進歩性を肯定する。また、「板金引出装置事件」は、本件発明が解決すべき技術的課題①及び同②のうち、少なくとも②の技術的課題は、甲 1 発明に記載も示唆もされていないから、「甲 1 発明を出発点として、本件発明 1 との相違点に係る構成に想到することは、甲第 2 号証等に記載されている技術的事項のいかんにかかわらず、本件優先日当時の当業者にとって容易でなかった」と判断するが、動機付けの問題は、主引例に副引例が適用できるかの問題と考えるから疑問が残る。

「家具の脚取付方法事件」⁽⁴⁴⁾は、引例と本件発明とは中心軸のずれを防止するための位置決めに係る効果の有無、すなわち、解決課題及び解決手段の有無において、大きく相違するから、当業者が相違点に至ることはないと判断する。相違点の判断は、引例同士の適用の問題と考えるから、引例と特許発明の課題の違いを強調する理由付けには疑問がある。

「超音波モータ事件」⁽⁴⁵⁾は、特有の課題を開示する証拠がない以上、それを解決するための手段を採用する動機付けはないと認定し、複数の引例の構成を適用する旨の原告の主張を「単に事後分析的に選択したに過ぎない」と判示する。

「核酸の増幅法事件」⁽⁴⁶⁾は、引用発明 1 には「更に等温化を進めるという課題」がないか、あるとしても引用発明 2 を採用することは容易でないとして、容易想到性を否定した。

「窒化物半導体発光素子事件」⁽⁴⁷⁾は、引例には InGaAlP の素材に限定されることなく、発光素子に用いられる半導体材料全般に広く適用できることを前提とする発明が記載されているということとはできないとして、容易想到性を否定した。

⑤ 阻害要因（阻害事由）

主引例に副引例を組み合わせた結果、主引例の技術的な意義が減殺されるような場合や技術的な齟齬が生じる場合、副引例を主引例に適用することを阻害する要因（阻害事由）があるとされ、容易想到性が否定される。

「カテーテル装置事件」⁽⁴⁸⁾は、保護部材の構成及び収納状態が異なり、技術的齟齬が生じるため阻害事由があると判断する。「レーザ加工方法事件」⁽⁴⁹⁾は、甲 1 には相違点に係る技術（周知技術）を適用することを否定する記載があり、他の引例と甲 1 は課題が異なるとして、動機付けを否定した。「窒化物半導体発光素子事件」⁽⁵⁰⁾は、引例の層形成の順番を逆にすると発光素子として十分な特性が得られないとして阻害事由があると判断した。その他、阻害事由を認定した事案が複数ある⁽⁵¹⁾。

「ズームレンズ事件」⁽⁵²⁾は、引例（甲 3）に記載されている実施例の具体的な緒元の値（レンズの曲面半径、面間隔、屈折率などを意味すると解される。）において検討すれば実用的な撮影距離を確保できないことから、「そのような実用的でないズームレンズを得るために当該構成とすることは通常行われぬものであり、当該構成とすることを妨げる要因が存在するといえる。」と認定した審決に対し、特許発明も引例も数値データとして特定されたものではないから、「甲 3 発明に基づく容易想到性を検討する上で、甲 3 に記載されている実施例の緒元の値のデータは阻害要因となるものでないことは明らかである」として、当該審決を取り消した。

⑥ 予測し得ない有利な効果（顕著な効果）

副引例に記載された発明が、主引例に適用される結果、特許発明の構成となる場合であっても、当該構成の変更が公知技術から予測される範囲を超えた顕著な作用効果をもたらす場合、当該特許発明には進歩性が認められる⁽⁵³⁾。

（イ） 顕著な効果が認められた事案

「洗剤組成物事件①」⁽⁵⁴⁾は、引用発明において本件発明の成分の一つが不純物とされていた事案について、引例には、これらの成分による相乗効果が記載されていないから、本件発明には予期し得ない効果があるとして進歩性を否定した審決を維持した。

「ピペリジン誘導体事件」⁽⁵⁵⁾は、相違点について、構成という観点からは当業者が容易に想到可能であったとしながら、顕著な薬理効

果があるとして、当業者が容易に想到できないとした審決を結論において誤りはないとした。

「半導体装置事件」⁽⁵⁶⁾は、引例には、クロム含有率の調整によりマイグレーションの発生を制御する技術事項の開示がなく、本件発明には予期できない効果があると認定して、想到容易であるとした審決を取り消した。

(ロ) 顕著な効果が認められなかった事案

「洗剤組成物事件②」⁽⁵⁷⁾は、引例に、発明と同一の三成分があり、その組成が本件発明の範囲内である場合、その成分の一つが不純物とされていても容易想到性に影響しないと判断した。前掲「洗剤組成物事件①」との相違は、引例に記載されていた発明の成分が特許発明と同一の成分で構成されていたことである。また、同事件では、引例の実施例を追試した実験報告書などから、「引用発明 1 は本件発明 1 と同等か、少なくともこれに近い効果を奏する」として、本件発明の格別の効果を否定している。

「心不全の治療方法事件」⁽⁵⁸⁾は、優先権主張日後に発行された刊行物から、明細書の効果の信頼性が低いとして、「本件発明が虚血性のうっ血性心不全の死亡率を減少させる効果は、格別顕著なものとはいえない」として、顕著な効果を認めた審決を取り消した。

⑦ 主引例・副引例の取替え

進歩性の主張において、請求人が副引例としていた公知発明を、主引例とすることが、単なる判断方法の違いにすぎないのか、異なる無効理由となるのかは議論のあるところである⁽⁵⁹⁾。

この点、「吸着搬送装置事件」⁽⁶⁰⁾は、審判で主張されなかった主引例と副引例の組合せについて「被告がこれらの構成による主張の審理を訴訟ですることにより異議を唱えていて、それにもかかわらず審理すべき特段の事情も認められないから、・・・審理し判断することは、適正手続保障の見地から許されない」とする。

2 訂正要件・補正要件について

新規事項の追加について、「明細書・・・に記載し

た事項」とは、当業者によって、明細書、特許請求の範囲又は図面の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項であり、訂正がこのようなして導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるときは、当該訂正は、「明細書又は図面に記載した事項の範囲内」であり、新規事項の追加がないとされる⁽⁶¹⁾。

(1) 訂正における新規事項の追加

「スロットマシン事件」⁽⁶²⁾は、前述の基準のもと、訂正で追加された原始明細書に記載がない作用効果について、訂正前の各請求項及び明細書から合理的に理解できる作用効果であり訂正要件違反ではないと判断した。「液体調味料事件」⁽⁶³⁾も訂正要件違反はないと判断する。

「窒化物系半導体素子事件」⁽⁶⁴⁾は、転移の除去方法が特定の方法（実施例）に限定されるものでないのは当業者に自明として、新規事項ではないと判断した。

「アプレシブ切断装置事件」⁽⁶⁵⁾は、明細書に記載のない作用効果を追加した点について、「アプレシブルジェットが水位調整タンク 2 に直撃することなく、アプレシブルジェットによる水位調整タンク 2 の損傷が防止できるという作用効果が奏されるであろうことは、もともと当業者が容易に理解できた」として新規事項の追加ではないと判断した。もっとも、審決は、引例と本件発明の間には「液位調整タンクの配置場所」に相違があり、当業者が容易に想到できないとしたが、判決は、液位調整タンクの配置場所をアプレシブルジェットが直撃しない場所とすることは、当業者が容易に想到できるとして審決を取り消した。

これらに対し、「無線アクセス通信システム事件」「ラック搬送装置事件」「容器用鋼板事件」⁽⁶⁶⁾は、新規事項の追加を認定し、新規事項の追加に当たらないとした審決を取り消した。

(2) 補正における新規事項の追加

補正における新規事項の追加も同様の基準で判断される。

「船舶事件①」⁽⁶⁷⁾は、「バラスト水処理装置が船舶後方の舵取機室内に配置されている」船舶構造のみが記載されていた当初の特許請求の範囲につ

いて、審決は、バラスト水処理装置の配置場所を「非防爆エリア」と補正した点について、出願当初の発明の趣旨を逸脱するとした。これに対し、判決は、「非防爆エリア」の例示は舵取機室以外にないことを認めつつ、非防爆エリアに配置する技術思想が開示されていると認定し、舵取機室に配置するという技術思想は、舵取機室固有の特性に着目した別次元のものであり、(舵取機室の実施例と次元の異なる)「非防爆エリアに配置する技術思想」が開示されている以上、新規事項の追加とはならないとして、審決を取り消した。

他方、「核酸の合成方法事件」「サーバ事件①」「サーバ事件②」⁽⁶⁸⁾は、補正において新規な事項の追加があったと判断した。

3 記載要件について

(1) 明確性要件

明確性要件は、特許請求の範囲に記載された発明が明確に把握できないときには、権利の及ぶ範囲が第三者に不明確となり不測の不利益を及ぼすこととなるからこれを防止する趣旨であるとされる。また、特許を受けようとする発明が明確であるか否かは、特許請求の範囲の記載のみならず、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、また、当業者の出願当時における技術的常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるかという観点から判断されるべきであるとされる。

「船舶事件②」⁽⁶⁹⁾は、本件明細書には「非防爆エリア」についての説明は存在しないが、本件特許の出願時における技術水準に照らせば、その意味は、その具体的な場所も含めて明確であるとして、明確性要件を充たさなかったと審決を取り消した。また、「液体インク収納容器事件」⁽⁷⁰⁾も、当該趣旨から明確性要件に欠けることはないとした。

他方、「臭化アルカン溶媒事件」⁽⁷¹⁾は、「同一溶媒組成物を用いても、使用条件によっては『安定化された』場合とそうでない場合が存在し得るのであるから、使用条件が特定されていない『安定化された溶媒組成物』との記載は明確ではあるとはいえない」とした審決に誤りはないとした。

(2) 実施可能要件

「発光装置事件」⁽⁷²⁾は、実施可能要件を否定した審決について、明細書の詳細な説明から実施可能であるとしてこれを取り消した。発明の作用機序は判断に影響を及ぼさないと判断をした事案もある⁽⁷³⁾。

(3) サポート要件

「臭化アルカン溶媒事件」⁽⁷⁴⁾は、配合比の下限では作用効果がないとしてサポート要件違反とした審決について、本件発明は安定剤の組合せを見出した発明であり、配合比を見出した発明ではないとして取り消した。また、「合わせガラス事件」⁽⁷⁵⁾は、明細書に具体的な実施例の記載がなくとも傾向を示すものと理解できるとしてサポート要件を認める。

他方、「包装容器事件」⁽⁷⁶⁾は、焼結後の実施例のみであり、焼結前の構成を特定したクレームは、サポートされていないと判断し、同様の判断をした審決を維持した。「容器用銅板事件」⁽⁷⁷⁾は、Cの含有量と効果だけを記載したクレームについて、詳細な説明に開示された範囲を超える広いクレームであるとして、サポート要件違反はないとした審決を取り消した。また、延びの下限值がないクレームについて、10%以下で作用効果を奏することが当業者に不明である点も、サポート要件違反と判断した。

「液体調味料事件」⁽⁷⁸⁾は、実施例に記載のない「ACE阻害ペプチド」について、化学構造などが異なるとして、同成分を構成要件に含む請求項についてサポート要件違反として、審決を(一部)取り消した。なお、同事件では、ペプチドが多種類であることから単純な記載ではサポートされていないと認定し、ACE阻害ペプチドを添加して加熱処理した液体調味料の風味が改善されたことを示す出願後に行われた試験結果の報告書の参酌を否定した。

4 それ以外の無効理由について

(1) 発明性

「ペット寄生虫の予防法事件」⁽⁷⁹⁾は、被告が行った試験結果を根拠に、試験結果が一定しないなどとして未完成発明であり、特許法 29 条 1 項柱書

の「産業上利用することができる発明」に当たらないとした審決について、試験方法は当業者が適宜選択して実施でき、「試験条件いかにで試験結果が一定しないわけではないから…未完成発明とはいえない」として、審決を取り消した。

「餅事件」⁽⁸⁰⁾は、実験で多少の異常があっても、膨出変形すると「噴き出しの抑制」ができるといえると認定し、反復継続して効果をあげることができるとして発明性を認定した。

(2) 発明者性 (冒認)

「動態管理システム事件」⁽⁸¹⁾は、特許を受ける権利を有することの主張立証責任は、「形式的には、特許権者が負担すべきと解すべきであるとしても、…先に特許出願したという事実により、他に反証がない限り、推認されるものというべきである」と判示し、原告の主張を退けた審決を維持した。発明の経緯から原告の発明者性を否定した事案もある⁽⁸²⁾。

「有精卵の検査法事件」⁽⁸³⁾は、真の発明者は原告であると主張した事案において、原告が発明したことを証する証拠がないとして、冒認出願及び共同出願違反の主張をいずれも排斥した。

(3) 拡大先願 (特許法 29 条の 2)

「臭化アルカン溶媒事件」⁽⁸⁴⁾は、先願明細書及び優先権明細書の双方に記載されている事項に基づいて拡大先願発明を認定した審決に対し、原告が甲 1 の比較例 41 を参酌しない審決の認定は誤りであると主張した事案において、「先願明細書に記載された拡大先願発明を認定する際に参酌することが可能な技術常識は、その優先権主張日におけるものにとどまる」として、基礎出願の明細書に記載のない比較例 41 は優先権主張日における技術常識とはいえないとして参酌を否定した。また、本件訴訟に至って行われた実験の結果についても、優先権主張日における技術常識とはできないとして参酌を否定し、審決に誤りはないとした。

「盗難防止用連結具事件」⁽⁸⁵⁾は、先願発明との相違点は、構成上の微差を超える大幅な設計変更と判断して同一性を否定した審決の判断には誤りがないとした。

(4) 手続違背

「オープン式発酵処理装置事件」⁽⁸⁶⁾は、訂正についての弁駁の機会を与えなかった手続の不備があるとしながら、本件訴訟において双方の主張が十分されていることから、審決の結論に影響しないとした。

5 複数回の審決取消訴訟を経た事件 (前審決の拘束力) について

「換気扇フィルター事件」⁽⁸⁷⁾は、前訴⁽⁸⁸⁾において無効判断をした審決を取消した事案について、特許庁が再度無効と審決したものを特許発明と引用発明の技術課題の相違などから再度取り消した。ただし、前判決の拘束力についての言及はない。

「麦芽発酵飲料事件」⁽⁸⁹⁾は、審決が前判決の拘束力に反すると主張したが、これを排斥した。「心不全の治療方法事件」⁽⁹⁰⁾は、本件発明が顕著な作用効果を奏するとした本件訂正審決取消訴訟の認定・判断には一定の拘束力が認められるべきであるとの被告の主張に対し、拘束力を受けるのは当該審決をした特許庁であり、原告は拘束されないとした。

6 審決取消訴訟の対象

審決取消訴訟は、審決に取消理由が存在するかどうかを審理する手続であり、裁判所自らが審決に代わる判断をなし得ないのが原則である。

「窒化ガリウム系発光素子事件」⁽⁹¹⁾は、相違点の想到容易性については当事者が具体的な主張立証をしていないことから判断してない。ただし、審判について、当事者双方とも容易想到性の有無判断に至るすべての争点につき、それぞれの立場から主張立証を尽くす審理を行うことが望ましいと付言している。

「検査機械事件」⁽⁹²⁾は、無効審判が請求された請求項に訂正がなされた事案において、「訂正を認める。本件審判の請求は成り立たない」との審決のうち、「本件審判の請求は成り立たない」との部分のみを取り消した。

「発光ダイオード事件」⁽⁹³⁾では、審決取消訴訟の係属中に訂正審判が確定した場合、発明の要旨認定に誤りがあるとして審決が取り消された。審決は、請求不成立審決であったことから、原告は、訂正審決は違法であるとして審理の続行を主張したが、裁判

所は、「特許無効審判の審決に対する取消しの訴えにおいてその判断の違法が争われる場合には、専ら当該審判手続において現実に争われ、かつ、審理判断がされた特定の無効原因に関するもののみが審理の対象とされるものである」として当該主張を退けている。

第2 査定系の審決取消訴訟の概況（佐合担当）

平成 25 年の特許拒絶査定不服審判に係る審決取消訴訟の概況は、次の表 2 のとおりである⁽⁹⁴⁾。拒絶審決について、審決を取り消した件数、維持した件数を各部分ごとに積算し、出願人に有利な率、すなわち、審決を取り消した割合を算出した。また、特に、進歩性に係る無効理由について判断したもの（進歩性以外の審決取消理由により取り消され、進歩性について判断していないものは含まない。）についても同様の作業をし、表中（ ）内にその合計数を記載した。

表 2 平成 25 年の特許審決取消訴訟（査定系）の概況

判決	事件数 (進歩性)	取消 (進歩性)	維持 (進歩性)	出願人に有利な率 (進歩性)
知財 1 部	20 (18)	8 (6)	12 (12)	40% (33%)
知財 2 部	42 (37)	7 (6)	35 (31)	17% (16%)
知財 3 部	46 (40)	11 (8)	35 (32)	24% (20%)
知財 4 部	31 (26)	8 (7)	23 (19)	26% (27%)
合計	139 (121)	34 (27)	105 (94)	24% (22%)

審決を取り消した割合は、1 部が他の部に比して高いという傾向が見られた。もっとも、各部が判決を言い渡す件数自体、それほど多くはなく、数件の結論が異なるだけで、割合も異なってくる点は留意されたい。

以下、平成 25 年の知財高裁の査定系の特許審決取消訴訟の裁判例を審決の判断に際し考慮される事項ごとに概観する。

1 新規性・進歩性について

(1) 発明の要旨の認定

発明の要旨認定の基準は、査定系事件と当事者系との間で差異はなく、リパーゼ事件の基準に則っている。

「オイルポンプ及び潤滑装置事件」⁽⁹⁵⁾では、本願

補正発明の「吐出口から潤滑油を吐出する以前」との記載について、一義的に明確に理解することはできないことから、明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌し、「吐出口から潤滑油を吐出する以前」とは、「吸入口からの吸入行程後の圧縮行程を意味する」とし、審決の判断に誤りはないとした。同様の理由により、明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌した事例としては、「自動パッケージピックアップに関するシステム事件」⁽⁹⁶⁾がある。

それに対し、特許請求の範囲の用語の意義が明確であるとして、明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌しなかった事例としては、「反射光源を使用する位置推定方法事件」⁽⁹⁷⁾、及び「殺菌消毒液の製造方法事件」⁽⁹⁸⁾がある。

なお、「画像信号処理方法事件」⁽⁹⁹⁾では、審決が、本願発明に係る請求項記載の「逆対数応答空間」を「対数応答空間」と読み替えた上で、本願発明を認定したことは相当ではないとしつつ、審決の結論に影響を及ぼすものとはいえないとした。

(2) 引用発明の認定

「抗菌性ガラス事件」⁽¹⁰⁰⁾では、引用例の発明の詳細な説明中の「本発明で使用する溶解性ガラスは、硼珪酸塩系及び磷酸塩系の内、少なくとも 1 種類である」との記載に基づいて、引用例には硼珪酸塩系ガラスが開示されているとの被告の主張に対し、「引用例の請求項 1 では、溶解性ガラスを磷酸塩系ガラスに限定している以上、上記記載から、硼珪酸塩系ガラスが示されていると認定することはできない（請求項 2 では『硝子物』の組成は限定されておらず、上記記載は、請求項 2 における『硝子物』に関する記載であると解することができる。）」と判断し、審決を取り消した。

「胸部圧迫装置事件」⁽¹⁰¹⁾では、「引用発明の認定は、引用例の記載に基づいて、本願発明との対比において必要な限度で行えば足りるものである。本願発明が、ベルトと患者の胸部との間にベルト以外の部材が介在する態様を排除するものではない以上、本件審決が、引用例に開示されているバンドガイド手段について、本願発明との対比において当該構成を認定する必要を認めず、当該構成を有するものとして引用発明を認定しなかったか

らといって、引用発明の認定が誤りであるということとはできない」と判断した⁽¹⁰²⁾。

引用発明の認定に誤りがあり、その誤りは結論に影響を及ぼすものであることを理由として、審決を取り消した事例としては、「医療用ゴム栓組成物事件」⁽¹⁰³⁾、「デマンドカレンダー事件」⁽¹⁰⁴⁾、及び「洗剤製品事件」⁽¹⁰⁵⁾がある。

(3) 一致点・相違点の認定

「有機発光素子事件」⁽¹⁰⁶⁾では、「引用発明の『バリア層』と補正発明の『陽極キャッピング層』とは、その設置目的や技術的意義が異なり、設置位置も常に共通するものではなく、材料も異なることからすると、引用発明における『バリア層』が補正発明における『陽極キャッピング層』に相当するとは認められない」とし、審決に誤りがあると判断し、審決を取り消した。

「有機電界発光表示装置事件」⁽¹⁰⁷⁾では、「引用発明の『複数の梁部材』と本願発明の『補強トラス』とは、同じ構造、配置関係にあり、補強部材の材質も審決が認定したように一致しているから、引用発明の『複数の梁部材』は、本願発明の『補強トラス』と同様に、表示パネルに加えられる外部からの衝撃を著しく減少させ、表示パネルの変形及び破損を防止するという機能を必然的に有しているものと認められ、両者は同じ機能を有するものと認められる。そして、これらの構造等により実現される表面パネルに対する衝撃保護機能は、可搬型ディスプレイであろうと据置型ディスプレイであろうと同様に得られるものである」とし、審決の判断に誤りがあるとはいえないとした。

「化粧用チップ事件」⁽¹⁰⁸⁾では、本願補正発明の「化粧用チップ」と引用発明の「アイライナーの芯2」とは、「一部において用途が共通するとしても、その主たる用途は異なるものであり、これを化粧用具の先端部として同一のものとみることはできない」とし、審決に誤りがあると判断し、審決を取り消した。

一致点・相違点の認定に誤りがあり、その誤りは結論に影響を及ぼすものであることを理由として、審決を取り消した事例としては、「GPS デバイス事件」⁽¹⁰⁹⁾、及び「階段化されたオブジェクト関連の信用決定事件」⁽¹¹⁰⁾などもある。

(4) 相違点の容易想到性の判断

① 周知技術の認定

「潤滑システム事件」⁽¹¹¹⁾では、周知技術の認定にあたり、周知例にはその一部をなすにすぎない構成しか記載されておらず、当該構成のみが独立して周知例記載の技術の持つ課題を解決するものではないから、当該構成をまとまりのある1個の技術として周知であると認定することはできず、その結果として、審決の判断は誤りであると判断し、審決を取り消した。

「合わせガラス事件」⁽¹¹²⁾では、周知例として1つの文献しか挙げていないからといって、そこに記載された事項が周知技術でないとはいえないとし、原告主張の取消事由には理由がないと判断した。

「コンタクト情報の要求を非公開加入者に通知するシステム事件」⁽¹¹³⁾では、周知例における「発明の背景」の記載から、周知技術を認定した。

② 動機付けの判断

「表底事件」⁽¹¹⁴⁾では、引用発明と本願発明とは、「いずれも運動靴の靴底（表底）に関するものであって、技術分野を同一にするが、引用発明1は、運動靴の接地に伴う急速な安定性を解消して弾性をもたらしようとするものであるのに対し、引用発明2及び本願発明は、運動靴の接地に伴う弾性を解消して安定性をもたらしようとするものであって、その解決課題及び作用効果が相反しているから、引用例1には、本願発明の本件相違点に係る構成を採用すること又は引用発明2を組み合わせることについての示唆も動機付けもない」と判断した。

「使い捨て吸収性物品事件」⁽¹¹⁵⁾では、引用発明の目的（課題）は、本願発明の課題及びその解決手段とは全く異なり、また、伸縮性複合体の製造方法に関する一般的課題を解決しようとするものであることが記載ないし示唆されているとは認められないから、動機付けがないと判断した。そして、動機付けが認められない以上、周知技術として存在するとしても、容易想到性がないと判断した。

「ニードルアセンブリ事件」⁽¹¹⁶⁾では、「本願補正発明は、熟練や経験のない人が皮内注射を行

う場合でも患者が苦痛を感じることなく、かつ、経済的合理性に対する要望にも対処することを目的（解決課題）として、皮下注射用の針を用いて皮内注射を行うニードルアセンブリであるのに対し、引用発明は、皮内注射に適した針を用いて注射器針の透過深度をコントロールするか調整することにより、皮内注射の際の患者の苦痛を緩和ないし除去することを目的とした装置である」ことからすると、「引用例に接した当業者が、引用発明の『皮内注射を行うのに使用する針』、すなわち皮内注射に適した針を、敢えて、本願発明の『皮下注射用の針』に変更しようと試みる動機付けや示唆を得るとは認め難い」と判断した。

「継手装置事件」⁽¹¹⁷⁾では、引用発明に内在する技術的課題が本願発明の解決課題と共通しているものの、当該技術的課題は既に解決されていることから、引用発明にさらに副引例を適用する動機付けがないと判断し、審決を取り消した。

「エレベータ事件」⁽¹¹⁸⁾では、相違点に係る構成は、異なる技術分野に属する周知技術であるとしつつも、物性はその材料に特有のものであり、参考になるものであるとして、審決の判断に誤りはないと判断した。

「プラスチック袋事件」⁽¹¹⁹⁾では、「技術分野が一致し、かつ、…共通の課題を有するものと認められ…共通の作用効果を奏するものといえる」こと、「加えて、所定の技術的課題に関し複数の解決手段が知られている場合、ある解決手段を別の解決手段に置換すること、あるいは、ある解決手段に別の解決手段を併用することは、当業者の通常の創作能力の発揮として、普通に行われていることである」等として、動機付けがあると判断した。

③ 阻害事由

「表底事件」⁽¹²⁰⁾では、動機付けがないことに加え、引用発明 1 は、接地による荷重が掛かった際に上部辺が前後に揺れるような構成を採用しているため、これとは相反する、「表底をそれ以上変形しない状態にする」という本願発明の本件相違点に係る構成を採用することについて阻害事由があると判断した。

④ 顕著な効果

「ニードルアセンブリ事件」⁽¹²¹⁾では、動機付けがないことに加え、ワクチン等を皮内に注射する場合などに適した薬剤注入装置を安価な構成にて提供することができるとの効果は、皮内注射に適した針を使用する引用発明からは予測できないものであり、顕著な効果があると判断した。

「耐熱性リボスクレーパーゼ H 事件」⁽¹²²⁾では、本願の出願後に公表された文献に基づいて引用文献に記載された発明の酵素の基質切断特異性を推認できるとした審決に対し、「発明の進歩性の判断は、審査を行う時点ではなく、出願日（優先権主張がなされている場合は優先権主張日）を基準になされるものであるから（特許法 29 条 2 項）、発明の進歩性の有無を判断するにあたって参酌することができる知見は、出願前までのものであって、このことは、発明の構成の容易想到性判断のみならず、発明の効果の顕著性の判断に関しても同様である。また、特許出願された発明に関する明細書に記載された知識に基づいて出願前の発明ないし技術常識を認定することは、後知恵に基づいて特許出願された発明の進歩性を判断することになりかねず、同項の趣旨に反するものであり、許されない」とした上で、審決の判断手法は誤りであるとしたが、効果が認められないので、審決の結論に影響を及ぼすものではないと判断した。

「溶融ガラスの清澄方法事件」⁽¹²³⁾では、「清澄時間を従来技術の約 3 時間から約 30 分に著しく短縮するという作用効果を有するものであるところ、当該温度により清澄時間をこのように著しく短縮できることについては、前掲各証拠には何ら記載も示唆もないから、引用発明を含む従来技術に接した当業者は、本願発明の奏する上記作用効果を予測することができなかった」と判断した。

2 記載要件について

(1) 明確性要件（特許法第 36 条第 6 項第 2 号）

従来の裁判例において、明確性要件は、「請求項の記載がそれ自体で明確であると認められる場合は、明細書又は図面中に請求項の用語についての定義又は説明があるかどうかを検討し、その定義

又は説明によって、かえって請求項の記載が不明確にならないかを判断」し、「請求項の記載がそれ自体で明確でない場合は、明細書又は図面に請求項の用語についての定義又は説明があるかどうかを検討し、その定義又は説明を出願時の技術常識をもって考慮して請求項中の用語を解釈することによって、請求項の記載が明確といえるかどうかを判断する」とされている⁽¹²⁴⁾。

「外光遮断層事件」⁽¹²⁵⁾では、本願発明における金属粉末の「黒色」について、詳細な発明の記載を参照すると、「外部環境光の吸収が可能な程度の黒色であると理解することができ」、「金属粉末は比表面積が大きいいため、通常、大気中では表面が酸化された状態にあるところ、金属の酸化物に黒色のものが存在することは当業者に広く知られた事項であり、金属粉末として黒色のものが存在することも技術常識といえる」とし、明確性要件を満たさないとした審決を取り消した。なお、当該訴訟における原告の主張には、特許請求の範囲及び本願明細書の発明の詳細な説明の記載と整合しないような部分もあるようであるが、判断に影響を与えてはいない。

「OCT 撮像用装置事件」⁽¹²⁶⁾では、「第 1 の干渉装置」につき本願明細書の図面に示されたマイケルソン干渉計を適用することができるという原告の主張に対し、マイケルソン干渉計は、特許発明の範囲の記載から特定された「光源及びビームスプリッタ」のほかにも各種の構成を必要とするものであるところ、特許請求の範囲の記載は、これらの構成を特定していないとし、また、「マイケルソン干渉計以外の選択肢を排除する記載や、本願発明の構成として他にいかなる構成があり得るのかについての記載は、いずれも見当たらない」ことから、「当業者の技術常識を考慮し、本願明細書の発明の詳細な説明を参酌しても、マイケルソン干渉計がその実施例の一つであるとみる余地があるにとどまり、専らマイケルソン干渉計を意味するものとして特定することができないばかりか、マイケルソン干渉計のほかにもいかなる構成があり得るのかも不明確である」とし、明確性要件を満たさないとした審決を取り消した。

「コークス炉炭化室の診断方法事件」⁽¹²⁷⁾では、「均す」及び「平準」という言葉について、広辞苑

を引用し、一般に理解されており、また、いずれの言葉も多数の特許請求の範囲の記載で使用されている技術用語であることを考慮して、明確性要件を満たさないとした審決を取り消した。

(2) 実施可能要件(特許法第 36 条第 4 項第 1 号)

実施可能要件は、明細書及び図面の記載並びに出願当時の技術常識に基づいて判断される⁽¹²⁸⁾。

「脳シチジンレベルを上昇させる薬事件」⁽¹²⁹⁾は、医薬用途発明についての裁判例であるが、「薬理試験の結果等により、当該有効成分がその属性を有していることを実証するか、又は合理的に説明する必要がある」とした上で、脳のシチジンレベルが上昇したことを示す実験の結果が示されていないこと、及び、そのような技術常識が本願発明の優先日前に存在したと推認できるような記載が本願明細書にはないことをもって、有効成分について、脳シチジンレベルを上昇させるという属性が記載されておらず、実施可能要件を満たさないとした審決を取り消した。

「外光遮断層事件」⁽¹³⁰⁾は、手続補正書において、『前記金属粉末は、黒色の金属である』として、本願明細書の発明の詳細な説明に記載された『表面が黒く処理された』金属と『黒色の金属』のうち、『黒色の金属』に特定したものと解される」こと、さらに、「金属粉末として黒色のものが存在することは、技術常識というべきであり、当業者は、黒色の金属粉末が具体的にどのようなものであるか理解することができる」とし、実施可能要件を満たさないとした審決を取り消した。

「LED 及び LED の組立方法事件」⁽¹³¹⁾においては、当時の技術常識から、サファイア基板の粗面仕上げに関する一般的な方法を用いた場合、LED の効率の影響を与え得る欠陥が生じることが推測されるものであったところ、本願発明は、当該欠陥を生じさせないように、半導体材料の層を「エピタキシャル」成長をさせることにより、改善された LED を提供することを目的とするものであった。そうであるにもかかわらず、半導体材料の層を「エピタキシャル成長」させる際の手順及び条件を示した具体的な説明が記載されていなかったことから、「改善された LED」を得ることは、当業者に期待し得る程度を超える過度の試行錯誤を

強いものであるとして、実施可能要件を満たさないと判断した。

(3) サポート要件(特許法第 36 条第 6 項第 1 号)

サポート要件は、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきであるとされている⁽¹³²⁾。

「強接着再剥離型粘着剤事件」⁽¹³³⁾では、粘着剤が請求項に記載された組成を満たしているとしても、それ以外の多数の要因を調整しなくては、請求項に記載された粘弾特性を満たすようにならないことは明らかであり、限られた具体例の記載があるとしても、請求項に記載された組成及び粘弾特性を兼ね備えた粘着剤全体についての技術的裏付けが、発明の詳細な説明に記載されているということではできず、サポート要件を満たさないと判断した。

3 それ以外の取消事由について

(1) 発明性

「発明」に該当するには、「自然法則」を利用したものである必要があるとされている。

「推進装置事件」⁽¹³⁴⁾では、1つの運動系において、外部から力が加わらなかった場合、当該運動系全体の運動量は保存される(運動量保存の法則)ところ、「本願推進装置が静止している状態のときは、本願推進装置全体の運動量は0である」にもかかわらず、「本願推進装置が静止状態から『縦軸回転軸の軸芯に沿って上方又は下方へ移動』している状態のときは、本願推進装置は、一定の速度を有しており、本願推進装置の質量とその移動速度の積である運動量を有する」ことになり、運動量が変わっていることから、運動量保存の法則に反するものであるとして、発明に該当しないと判断した。

「偉人カレンダー事件」⁽¹³⁵⁾では、「『技術的思想』

とは、一定の課題を解決するための具体的手段を提示する思想と解されるから、発明は、自然法則を利用した一定の課題を解決するための具体的手段が提示されたものでなければならず、単なる人為的な取決め、数学や経済学上の法則、人間の心理現象に基づく経験則(心理法則)、情報の単なる提示のように、自然法則を利用していないものは発明に該当しない」とし、当該「判断にあたっては、願書に添付した特許請求の範囲の記載全体を考察し、その技術的内容については明細書及び図面の記載を参酌して、自然法則を利用した技術的思想が、課題解決の主要な手段として提示されているか否かを検討すべきである」とした上で、提示する情報を偉人情報とすること、提示態様を特定の提示項目及び特定の配置とすること、表紙及びカレンダー部よりなるカレンダーに定着させること、及び毎日見るという特性を有するカレンダーとすることという点について、自然法則を利用した技術的思想が、課題解決の主要な手段として提示されていると評価することができずとして、発明に該当しないと判断した。

(2) 手続違背

「電子イメージ処理システム事件」⁽¹³⁶⁾では、審決が、拒絶理由通知で引用していなかった引用文献を引用したことについて、周知技術の認定の裏付けの一つとして掲げたにすぎず、拒絶理由通知で引用した引用文献によっても同一の周知技術を認定することができるとして、手続違背があるとはいえないと判断した⁽¹³⁷⁾。

「タッチスクリーン事件」⁽¹³⁸⁾では、審決時において初めて提示された引用例2に関し、拒絶査定は、「引用発明と格別相違しないか、容易に発明をすることができた」との趣旨であり、審決は「引用発明に引用例を適用することは容易になし得た」との趣旨であり、両者の判断は骨子部分で重なり合っているし、審決が適用した引用例2の技術は、引用例1において自明であるような当業者の技術常識であるとして、手続違背は存しないと判断した。

「殺菌消毒液の製造方法事件」⁽¹³⁹⁾では、本願発明が引用発明と一致し相違点を有しないから新規性を欠如するとの拒絶理由は、拒絶査定において示

されていないから、特許法 159 条 2 項の「査定
の理由と異なる拒絶の理由」に当たるとし、審決は、
かかる拒絶の理由を通知することなく行った点
で、同法 159 条 1 項の準用する同法 50 条の規定
に違反したものであると判断した。なお、拒絶理
由通知においては進歩性を欠如するとの拒絶理由
が通知されていたが、引用発明と差異はないから
新規性を欠如するとの拒絶理由が通知されたとは
認められないと判断されている。

「内燃機関事件」⁽¹⁴⁰⁾では、拒絶理由通知をせず
に、審決で初めて引用した周知例に基づいて周知
技術を認定し、容易想到性の判断をしたことにつ
いて、当業者にとって基礎的な事項として周知性
が高いものであることを理由に、改めて追加した
周知例を示して拒絶理由を通知しなかったこと
が、不意打ちとなるものではないと判断した。

(3) 送達の有効性

「周波数選択チャンネル等化・復号装置事件」⁽¹⁴¹⁾
では、審決は、拒絶査定が代理人に送達されてい
るにもかかわらず、本件拒絶査定不服審判の請求
がその期限を途過したことを理由として、請求を
却下した。それに対し、知財高裁は送達された
時点で、代理人は、送達の意味を理解し適切な行
動を取るに足る意思能力はなかったことを前提
に、オンライン送達の場合も同様に解すべきであ
るとし、電子情報処理組織による拒絶査定の謄本
の送達の際の電子計算機の操作や、拒絶理由通知
に対する意見書及び手続補正書の提出は、他の弁
理士や事務員等が所属する事務所内において、代
理人の意思に基づくことなく行われたと推測され、
送達の時点で代理人が送達を受領するに足り
る意思能力を欠いていたことから、当該送達は無
効であると認定し、審決を取り消した。

(4) 延長登録

「医薬事件」⁽¹⁴²⁾では、審決は、処分の対象となっ
た医薬品について、特許発明の技術的範囲に属す
るものであると認めることができないことを理由
として、特許発明の実施に特許法 67 条 2 項に定
める処分を受けることが必要であったと認めるこ
とができなかったとした。これに対し、知財高裁は、
判断の基礎となる資料の選択、及び対象医薬の使

用成績に関する判断に、それぞれ誤りがあったと
して、審決を取り消した。

「免疫グロブリン変異体事件」⁽¹⁴³⁾では、処分の対
象となった医薬品は、請求項の発明特定事項の一
部を備えておらず、特許発明の実施に処分を受け
ることが必要であったとはいえないとした審決に
対し、明細書に接した当業者は、特許請求の範囲
に係る記載は、誤記による挿入であると認定解釈
することができるとして、審決を取り消した。

以上

注

- (1) 不成立審決の一部を取り消した事件が 2 件あり、取消と維持がそれぞれ 1 件あったとカウントした。そのため件数の合計は、言渡し件数 (104 件) よりも 2 件多い。
- (2) 進歩性を理由として不成立審決の一部を取り消した事件が 1 件あり、取消と維持がそれぞれ 1 件あったとカウントした。そのため件数の合計は、言渡し件数 (77 件) よりも 1 件多い。
- (3) 当事者系において「特許権者に有利な割合」は、平成 22 年 56% (パテント Vol.64 No.3), 平成 23 年 61% (パテント Vol.65 No.6), 平成 24 年 58% (パテント Vol.66 No.9) と報告されている。
- (4) 知財高判 (3 部) 平成 21 年 1 月 28 日 (平成 20 年(行ケ)第 10096 号) [回路用接続部材事件] など
- (5) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 11 月 19 日 (平成 25 年(行ケ) 10068 号) [窒化物半導体素子事件]
- (6) 最高裁平成 3 年 3 月 8 日 (昭和 62 年(行ツ)第 3 号) [リパーゼ事件]
- (7) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 9 月 25 日 (平成 24 年(行ケ) 10249 号) [カテーテル装置事件]
- (8) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 11 月 27 日 (平成 25 年(行ケ) 10134 号) [経皮吸収製剤事件]
- (9) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 7 月 18 日 (平成 24 年(行ケ) 10306 号) [窒化物半導体発光素子事件]
- (10) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 6 月 27 日 (平成 24 年(行ケ) 10362 号) [発光ダイオード事件]
- (11) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 10 月 31 日 (平成 24 年(行ケ) 10314 号) [非金属カソード事件] も同様の基準を採用する。
- (12) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 9 月 19 日 (平成 24 年(行ケ) 10435 号) [窒化ガリウム系発光素子事件]
- (13) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 10 月 31 日 (平成 24 年(行ケ) 10314 号) [非金属カソード事件]
- (14) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 1 月 10 日 (平成 23 年(行ケ) 10414 号) [グラブバケット事件]
- (15) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 2 月 20 日 (平成 24 年(行ケ) 10116 号) [安全装置事件]
- (16) 最判昭和 59 年 3 月 13 日・民集 141 号 339 頁
- (17) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 1 月 28 日 (平成 24 年(行ケ) 10111 号) [シンチレータパネル事件], 知財高判 (3 部) 平成

- 25 年 2 月 20 日 (平成 24 年(行ケ)10116 号) [医療器具挿入安全装置事件] など
- (18) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 8 月 8 日 (平成 24 年(行ケ)10353 号) [防火区画壁事件]
- (19) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 2 月 20 日 (平成 24 年(行ケ)10116 号) [医療器具挿入装置事件]
- (20) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 4 月 17 日 (平成 24 年(行ケ)10211 号) [非水電解液二次電池事件]
- (21) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 7 月 24 日 (平成 24 年(行ケ)10206 号) [ピペリジン誘導体事件]
- (22) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 10 月 30 日 (平成 24 年(行ケ)10443 号) [成長ホルモン事件]
- (23) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 1 月 28 日 (平成 24 年(行ケ)10049 号) [超純水製造装置事件], 知財高判 (1 部) 平成 25 年 1 月 30 日 (平成 24 年(行ケ)10048 号) [即席乾燥麺事件], 知財高判 (2 部) 平成 25 年 11 月 19 日 (平成 24 年(行ケ)10068 号) [窒化物半導体素子事件] など
- (24) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 7 月 23 日 (平成 24 年(行ケ)10408 号) [鑄鉄の溶製設備事件]
- (25) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 12 月 5 日 (平成 24 年(行ケ)10444 号) [内燃機関のテストベンチ事件]
- (26) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 2 月 7 日 (平成 24 年(行ケ)10198 号) [バックインボックス事件]
- (27) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 1 月 17 日 (平成 24 年(行ケ)10146 号) [板金用引出装置事件], 知財高判 (2 部) 平成 25 年 3 月 19 日 (平成 24 年(行ケ)10296 号) [遺体の処理装置事件], 知財高判 (3 部) 平成 25 年 3 月 25 日 (平成 24 年(行ケ)10162 号) [指標処理方法事件], 知財高判 (1 部) 平成 25 年 4 月 24 日 (平成 24 年(行ケ)10291 号) [ディスク収納ケース事件], 知財高判 (3 部) 平成 25 年 8 月 9 日 (平成 24 年(行ケ)10453 号) [スロットマシン事件] など
- (28) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 3 月 29 日 (平成 24 年(行ケ)10312 号) [液体インク収納容器事件]
- (29) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 3 月 29 日 (平成 24 年(行ケ)10275 号) [窒化物系半導体レーザ素子事件]
- (30) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 9 月 25 日 (平成 24 年(行ケ)10398 号) [制震架構事件]
- (31) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 1 月 28 日 (平成 24 年(行ケ)10049 号) [超純水装置事件]
- (32) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 3 月 28 日 (平成 24 年(行ケ)10235 号) [軸受ユニット事件]
- (33) 知財高判 (1 部) 平成 25 年 5 月 29 日 (平成 24 年(行ケ)10289 号) [破碎カートリッジ事件]
- (34) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 7 月 8 日 (平成 24 年(行ケ)10340 号) [検査機械事件]
- (35) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 9 月 25 日 (平成 24 年(行ケ)10249 号) [カテーテル装置事件], 知財高判 (4 部) 平成 25 年 7 月 11 日 (平成 24 年(行ケ)10297 号) [経口投与製剤事件]
- (36) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 7 月 18 日 (平成 24 年(行ケ)10370 号) [ダブルアーム型ロボット事件①], 知財高判 (4 部) 平成 25 年 7 月 18 日 (平成 24 年(行ケ)10244 号) [ダブルアーム型ロボット事件②]
- (37) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 9 月 25 日 (平成 24 年(行ケ)10398 号) [制震架構事件]
- (38) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 10 月 7 日 (平成 24 年(行ケ)10402 号) [アプレシブ切断装置事件]
- (39) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 12 月 10 日 (平成 25 年(行ケ)10009 号) [車両用ステアリング装置事件]
- (40) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 12 月 24 日 (平成 25 年(行ケ)10154 号) [車両用指針装置事件]
- (41) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 1 月 17 日 (平成 24 年(行ケ)10184 号) [ポーラス銀の製造方法事件]
- (42) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 2 月 7 日 (平成 24 年(行ケ)10148 号) [オープン式発酵処理装置事件]
- (43) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 3 月 29 日 (平成 24 年(行ケ)10312 号) [液体インク収納容器事件]
- (44) 知財高判 (1 部) 平成 25 年 5 月 29 日 (平成 24 年(行ケ)10331 号) [家具の脚取付方法事件]
- (45) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 6 月 11 日 (平成 24 年(行ケ)10271 号) [超音波モータ事件]
- (46) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 11 月 12 日 (平成 24 年(行ケ)10377 号) [核酸の増幅法事件]
- (47) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 12 月 26 日 (平成 24 年(行ケ)10426 号) [窒化物半導体発光素子事件]
- (48) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 9 月 25 日 (平成 24 年(行ケ)10249 号) [カテーテル装置事件]
- (49) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 7 月 31 日 (平成 24 年(行ケ)10305 号) [レーザ加工方法事件]
- (50) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 12 月 26 日 (平成 24 年(行ケ)10426 号) [窒化物半導体発光素子事件]
- (51) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 2 月 7 日 (平成 24 年(行ケ)10198 号) [バックインボックス事件] など
- (52) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 5 月 9 日 (平成 24 年(行ケ)10213 号) [ズームレンズ事件]
- (53) 東京高判昭和 63 年 12 月 13 日判時 1311 号 112 頁, 知財高判 (1 部) 平成 25 年 1 月 30 日 (平成 24 年(行ケ)10036 号) [即席麺事件], 知財高判 (3 部) 平成 25 年 3 月 13 日 (平成 24 年(行ケ)10232 号) [モニタ装置事件]
- (54) 知財高判 (1 部) 平成 25 年 2 月 27 日 (平成 24 年(行ケ)10177 号) [洗浄剤組成物事件]
- (55) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 7 月 24 日 (平成 24 年(行ケ)10206 号) [ピペリジン誘導体事件]
- (56) 知財高判 (1 部) 平成 25 年 9 月 30 日 (平成 24 年(行ケ)10373 号) [半導体装置事件]
- (57) 知財高判 (1 部) 平成 25 年 2 月 27 日 (平成 24 年(行ケ)10221 号) [洗浄剤組成物事件]
- (58) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 10 月 16 日 (平成 24 年(行ケ)10419 号) [心不全の治療方法事件]
- (59) 主引例と副引例の取替については、これを認める裁判例などもあり、「主引例の変更と手続違背」(ぶりずむ No.135, 村林隆一ほか) が参考になる。
- (60) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 3 月 12 日 (平成 24 年(行ケ)

- 10269 号)〔吸着搬送装置事件〕
- (61)知財高判(特別部)平成 20 年 5 月 30 日(平成 18 年(行ケ)10563 号)〔ソルダーレジスト事件〕参照。平成 6 年法律 116 号による改正前の特許法 17 条 2 項にいう「明細書又は図面に記載した事項」に関する事案である。
- (62)知財高判(1 部)平成 25 年 5 月 29 日(平成 24 年(行ケ)10219 号)〔スロットマシン事件〕
- (63)知財高判(4 部)平成 25 年 4 月 11 日(平成 24 年(行ケ)10299 号)〔液体調味料事件〕
- (64)知財高判(4 部)平成 25 年 11 月 14 日(平成 24 年(行ケ)10302 号)〔窒化物系半導体素子事件〕
- (65)知財高判(3 部)平成 25 年 10 月 7 日(平成 24 年(行ケ)10402 号)〔アプレシブ切断装置事件〕
- (66)知財高判(4 部)平成 25 年 1 月 17 日(平成 23 年(行ケ)10401 号)判例時報 2187 号 81 頁〔無線アクセス通信システム事件〕, 知財高判(4 部)平成 25 年 3 月 14 日(平成 24 年(行ケ)10152 号)判例時報 2195 号 114 頁〔ラック搬送装置事件〕, 知財高判(3 部)平成 25 年 2 月 20 日(平成 24 年(行ケ)10151 号)判例時報 2193 号 83 頁〔容器用鋼板事件〕
- (67)知財高判(2 部)平成 25 年 9 月 10 日(平成 24 年(行ケ)10425 号)〔船舶事件①〕
- (68)知財高判(4 部)平成 25 年 2 月 7 日(平成 24 年(行ケ)10195 号)〔核酸の合成方法事件〕, 知財高判(3 部)平成 25 年 3 月 25 日(平成 24 年(行ケ)10154 号)〔サーバ事件〕, 知財高判(3 部)平成 25 年 3 月 25 日(平成 24 年(行ケ)10155 号)〔サーバ事件〕
- (69)知財高判(2 部)平成 25 年 9 月 10 日(平成 24 年(行ケ)10424 号)〔船舶事件②〕
- (70)知財高判(3 部)平成 25 年 3 月 29 日(平成 24 年(行ケ)10312 号)〔液体インク収納容器事件〕
- (71)知財高判(2 部)平成 25 年 9 月 19 日(平成 25 年(行ケ)10387 号)〔臭化アルカン溶媒事件〕
- (72)知財高判(4 部)平成 25 年 1 月 31 日(平成 24 年(行ケ)10020 号)判例時報 2178 号 88 頁〔発光装置事件〕
- (73)知財高判(4 部)平成 25 年 2 月 14 日(平成 24 年(行ケ)10215 号)〔二酸化炭素含有組成物事件〕
- (74)知財高判(2 部)平成 25 年 9 月 19 日(平成 24 年(行ケ)10387 号)〔臭化アルカン溶媒事件〕
- (75)知財高判(4 部)平成 25 年 9 月 26 日(平成 24 年(行ケ)10451 号)〔合わせガラス事件〕
- (76)知財高判(2 部)平成 25 年 1 月 31 日(平成 24 年(行ケ)10052 号)〔包装容器事件〕
- (77)知財高判(3 部)平成 25 年 2 月 20 日(平成 24 年(行ケ)10151 号)判例時報 2193 号 83 頁〔容器用鋼板事件〕
- (78)知財高判(4 部)平成 25 年 4 月 11 日(平成 24 年(行ケ)10299 号)〔液体調味料事件〕
- (79)知財高判(2 部)平成 25 年 3 月 19 日(平成 24 年(行ケ)10037 号)〔ペット寄生虫予防法事件〕
- (80)知財高判(2 部)平成 25 年 11 月 12 日(平成 25 年(行ケ)10061 号)〔餅事件〕
- (81)知財高判(4 部)平成 25 年 3 月 28 日(平成 24 年(行ケ)10280 号)判例時報 2200 号 125 頁〔動態管理システム事件〕
- (82)知財高判(3 部)平成 25 年 3 月 13 日(平成 24 年(行ケ)10059 号)判例時報 2201 号 116 頁〔二重輪形成用テープ事件〕
- (83)知財高判(3 部)平成 25 年 12 月 9 日(平成 25 年(行ケ)10082 号)〔有精卵の検査法事件〕
- (84)知財高判(2 部)平成 25 年 9 月 19 日(平成 25 年(行ケ)10387 号)〔臭化アルカン溶媒事件〕
- (85)知財高判(4 部)平成 25 年 11 月 21 日(平成 25 年(行ケ)10033 号)〔盗難防止用連結具事件〕
- (86)知財高判(2 部)平成 25 年 2 月 7 日(平成 24 年(行ケ)10148 号)〔オープン式発酵処理装置事件〕
- (87)知財高判(3 部)平成 25 年 3 月 6 日(平成 24 年(行ケ)10278 号)判例時報 2197 号 119 頁〔換気扇フィルター事件〕
- (88)知財高判(3 部)平成 23 年 1 月 31 日(平成 24 年(行ケ)10075 号)〔換気扇フィルター事件〕
- (89)知財高判(2 部)平成 25 年 8 月 1 日(平成 24 年(行ケ)10237 号)〔麦芽発酵飲料事件〕
- (90)知財高判(3 部)平成 25 年 10 月 16 日(平成 24 年(行ケ)10419 号)〔心不全の治療方法事件〕
- (91)知財高判(2 部)平成 25 年 9 月 19 日(平成 24 年(行ケ)10435 号)〔窒化ガリウム系発光素子事件〕
- (92)知財高判(3 部)平成 25 年 7 月 8 日(平成 24 年(行ケ)10340 号)〔検査機械事件〕
- (93)知財高判(4 部)平成 25 年 6 月 27 日(平成 24 年(行ケ)10362 号)〔発光ダイオード事件〕
- (94)裁判所の裁判例情報のホームページ(知的財産裁判例集)において, ①「裁判年月日」を「平成 25 年 1 月 1 日」から「平成 25 年 12 月 31 日」とし, ②「権利種別」を「特許権」とし, ③「訴訟類型」を「行政訴訟」とし, ④「不服 20」をキーワードとして検索した。
- (95)知財高判(3 部)平成 25 年 2 月 27 日(平成 24 年(行ケ)第 10228 号)〔オイルポンプ及び潤滑装置事件〕
- (96)知財高判(3 部)平成 25 年 4 月 26 日(平成 24 年(行ケ)第 10266 号)〔自動パッケージピックアップに関するシステム事件〕, 知財高判(2 部)平成 25 年 6 月 20 日(平成 24 年(行ケ)第 10311 号)〔相互静電容量方式タッチパネル事件〕
- (97)知財高判(3 部)平成 25 年 8 月 9 日(平成 24 年(行ケ)第 10436 号)〔反射光源を使用する位置推定方法事件〕
- (98)知財高判(3 部)平成 25 年 10 月 16 日(平成 24 年(行ケ)第 10405 号)〔殺菌消毒液の製造方法事件〕
- (99)知財高判(3 部)平成 25 年 3 月 13 日(平成 24 年(行ケ)第 10231 号)〔画像信号処理方法事件〕
- (100)知財高判(1 部)平成 25 年 1 月 30 日(平成 24 年(行ケ)第 10233 号)〔抗菌性ガラス事件〕
- (101)知財高判(4 部)平成 25 年 2 月 14 日(平成 24 年(行ケ)第 10183 号)〔胸部圧迫装置事件〕
- (102)同様の判断をした裁判例として, 知財高判(3 部)平成 25 年 3 月 25 日(平成 24 年(行ケ)第 10245 号)〔トリメチルシクロヘキサンの製造方法事件〕や, 知財高判(2 部)平成 25 年 10 月 31 日(平成 25 年(行ケ)第 10078 号)〔マチ付きプラスチック袋事件〕がある。

- (103) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 3 月 21 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10241 号) [医療用ゴム栓組成物事件]
- (104) 知財高判 (1 部) 平成 25 年 10 月 30 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10036 号) [デマンドカレンダー事件]
- (105) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 12 月 25 日 (平成 25 年(行ケ) 第 10076 号) [洗剤製品事件]
- (106) 知財高判 (1 部) 平成 25 年 3 月 25 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10077 号) [有機発光素子事件]
- (107) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 6 月 20 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10251 号) [有機電界発光表示装置事件]
- (108) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 8 月 9 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10412 号) [化粧用チップ事件]
- (109) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 4 月 26 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10322 号) [GPS デバイス事件]
- (110) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 11 月 14 日 (平成 25 年(行ケ) 第 10086 号) [階段化されたオブジェクト関連の信用決定事件]
- (111) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 1 月 31 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10126 号) [潤滑システム事件]
- (112) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 10 月 16 日 (平成 25 年(行ケ) 第 10035 号) [合わせガラス事件]
- (113) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 11 月 19 日 (平成 25 年(行ケ) 第 10085 号) [コンタクト情報の要求を非公開加入者に通知するシステム事件]
- (114) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 1 月 17 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10166 号) [表底事件]
- (115) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 1 月 21 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10196 号) [使い捨て吸収性物品事件]
- (116) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 1 月 30 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10168 号) [ニードルアセンブリ事件]
- (117) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 9 月 3 日 (平成 25 年(行ケ) 第 10034 号) [継手装置事件]
- (118) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 10 月 30 日 (平成 25 年(行ケ) 第 10015 号) [エレベータ事件]
- (119) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 10 月 31 日 (平成 25 年(行ケ) 第 10078 号) [プラスチック袋事件]
- (120) 前掲注 114
- (121) 前掲注 116
- (122) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 3 月 18 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10252 号) [耐熱性リボヌクレアーゼ H 事件]
- (123) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 3 月 21 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10239 号) [溶融ガラスの清澄方法事件]
- (124) 東京高判平成 15 年 3 月 13 日 (平成 13 年(行ケ) 第 346 号) [織機の再起動方法事件]
- (125) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 2 月 27 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10200 号) [外光遮断層事件]
- (126) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 3 月 28 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10264 号) [OCT 撮像用装置事件]
- (127) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 11 月 28 日 (平成 25 年(行ケ) 第 10063 号) [コークス炉炭化室の診断方法事件]
- (128) 前掲注 63
- (129) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 2 月 12 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10071 号) [脳シチジンレベルを上昇させる薬事件]
- (130) 前掲注 125
- (131) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 7 月 23 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10178 号) [LED 及び LED の組立方法事件]
- (132) 知財高大判平成 17 年 11 月 11 日判時 1911 号 48 頁 [パラメータ特許事件]
- (133) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 6 月 27 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10292 号) [強接着再剥離型粘着剤事件]
- (134) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 1 月 21 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10298 号) [推進装置事件]
- (135) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 3 月 6 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10043 号) 判時 2187 号 71 頁 [偉人カレンダー事件]
- (136) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 2 月 14 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10199 号) [電子イメージ処理システム事件]
- (137) 同様の判断をした裁判例として、知財高判 (3 部) 平成 25 年 2 月 20 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10172 号) や、知財高判 (2 部) 平成 25 年 7 月 25 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10374 号) がある。
- (138) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 7 月 11 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10318 号) [タッチスクリーン事件]
- (139) 知財高判 (2 部) 平成 25 年 10 月 16 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10405 号) [免疫増強剤事件]
- (140) 知財高判 (4 部) 平成 25 年 12 月 5 日 (平成 25 年(行ケ) 第 10012 号) [内燃機関事件]
- (141) 知財高判 (1 部) 平成 25 年 3 月 25 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10261 号) [周波数選択チャンネル等化・復号装置事件]
- (142) 知財高判 (3 部) 平成 25 年 9 月 18 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10295 号) [医薬事件]
- (143) 知財高判 (1 部) 平成 25 年 9 月 30 日 (平成 24 年(行ケ) 第 10309 号) [免疫グロブリン変異体事件]

(原稿受領 2014. 6. 2)